静岡県立富士東高等学校の施設等の開放に関する細則

最終改正　令和８年11月１日

（目的）

第１条　この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条第２項の規定に基づき、静岡県立富士東高等学校の施設等の開放について、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設開放委員会）

第２条　静岡県立富士東高等学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）は以下の者で構成する。

(1)　委員長　　校長
(2)　副委員長　副校長
(3)　委員　　事務長、事務職員、体育施設担当教員
(4)　各施設利用団体代表者

２　静岡県立富士東高等学校施設開放委員会事務局は静岡県立富士東高等学校事務室に設置する。

（利用者の範囲）

第３条　要綱第５条に定める開放施設等を利用できるものは、文化活動又はスポーツ活動を目的に掲げ、代表者を成人とする５人以上の団体とする。

（利用団体の登録）

第４条　要綱第５条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、翌年度の利用について、11月１日から３月１日までの間に開放施設等利用者登録申請書（様式第１号）及び利用者名簿（様式第２号）を施設開放委員会へ紙又は電磁的記録ファイルにより提出しその承認を受けなければならない。

２　施設開放委員会は、登録申請書を審査し、承認した団体には登録証（様式第３号）を交付する。

３　利用団体は、年度の中途において申請内容に変更が生じた場合、当該変更部分につき速やかに様式第１号又は第２号を提出する。

４　中途の団体登録については、５月１日から７月31日までに申請のあった場合のみ、施設開放委員会において審査し、利用を承認した団体には登録証を交付する。

（開放施設等の種類及び利用種目）

第５条　開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目は、それぞれ同表の右欄に掲げる種目とする。

運　動　場	ソフトボール、野球、サッカー、フットサル その他施設開放委員会が適当と認めるもの
テニスコート	硬式テニスその他施設開放委員会が適当と認めるもの
体　育　館	バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、バドミントン、卓球、インディアカ、体操その他施設開放委員会が適当と認めるもの
武　道　場	柔道、剣道その他施設開放委員会が適当と認めるもの
普通教室 特別教室	ＰＴＡの時間外補講

２　開放設備は、前項の種目を行うのに必要な設備に限るものとする。

（開放の日時）

第６条　開放時における開放時間帯は原則次のとおりとする。ただし、本校の授業・行事・部活動等が行われる場合やあらかじめ学校が指定した日時及び３月４月、年末年始（12月28日から１月４日）は開放しない。

２　開放時間は、下表の範囲を限度として、かつ施設開放委員会が許可した時間とする。

	時間
運動場 テニスコート	・８時00分から21時00分までの間（平日の夜間利用は原則19時30分から） ・授業及び部活動等の時間ではないこと
体育館 武道場	・８時00分から21時00分までの間（平日の夜間利用は原則19時30分から） ・授業及び部活動等の時間ではないこと
普通教室 特別教室	・授業及び部活動等の時間ではないこと

（利用計画の決定等）

第７条　施設開放委員会は、第８条第１項の申請に基づき利用計画を決定の上、当該計画を利用する月の前月の末日までに公表する。

２　施設開放委員会は、第８条第１項の許可をした場合は、申請団体に開放施設利用許可証（様式第４号）を書面又は電磁的記録媒体の方式により交付する。

３　施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、開放施設利用許可証交付後であっても、利用団体に対し利用の中止を命ずることができる。

（利用の手続）

第８条　第４条第１項の承認を得た団体（以下「承認団体」という。）は、５月～９月分は３月15日までに、10月から翌年２月分は８月31日までに、開放施設等利用申請書（様式第５号）を施設開放委員会に紙又は電磁的記録ファイルにより提出し、その許可を得なければならない。

２　承認団体は、開放施設等の使用をする直前の学校開業時間内に施設開放委員会事務局まで来校し、利用の際に必要な鍵を施設開放委員会から借り受ける。

３　承認団体は、開放施設等の使用が終わった時は、速やかに借り受けた鍵を返却しなければならない。

４　承認団体は、使用終了後に速やかに開放施設等利用報告書（様式第６号又は様式第６号の２）または指定のGoogleフォームにて利用実績を報告しなければならない。

５　第１項の許可を受けた者が、辞退し、又は変更しようとするときは、施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

（利用の調整）

第９条　利用申請書が提出された時点で同一の開放施設等を２団体以上が利用申込みをした場合は、過去の利用実態及び利用実績を考慮し、委員長が利用者を決定する。

（経費）

第10条　電気料等利用実費が明確に判明する経費については、利用団体が負担する。ただし、施設開放委員長が認める場合は、この限りではない。

２　電気料は、「行政財産の使用許可等の事務取扱いについて」（昭和39年４月13日財第103号総務部長通達）の「６　使用許可にかかる光熱水費等の負担」の電気料相当額の例により算出する。ただし、部分使用の場合は、使用時間や使用面積等により案分する。

３　電気料以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、県教育委員会と協議の上決定する。

４　承認団体は、第１項から第３項に定める経費を、施設開放委員会が発行する納入通知書により、納入通知書に記載されている期日までに納入しなければならない。

５　承認団体は、前項により第１項から第３項に定める経費を納入したときには、速やかに施設開放委員会に領収書の写しを提出しなければならない。

６　承認団体は、施設及び設備に損害を与えた場合は、速やかにその損害を施設開放委員会へ報告しなければならない。

７　施設開放委員会は、承認団体から前項の報告を受けた場合は、速やかにその損害を調査し、承認団体に賠償させるかを決定し、また通知しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第11条　利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　利用時間を厳守すること。

(2)　開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。

(3)　指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。

(4)　学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。

(5)　学校敷地内における飲酒並びに喫煙及び所定の場所以外での飲食をしないこと。

(6)　所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(7)　開放施設等へ危険物を持ち込まないこと。

(8)　騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。

(9)　利用終了後は清掃を行い、ごみは持ち帰ること。

(10)　開放施設・設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。

(11)　登録証及び開放施設利用許可証を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。

(12)　物品を展示する場合は、施設開放委員会の許可を得ること。

(13)　張り紙等の行為をする場合は、施設開放委員会の許可を得ること。

(14)　前条第１項から第３項に定める経費を納入期限までに納入すること

２　施設開放委員会は、施設利用団体が前項の規定に違反する場合、その回数に応じて下表の処置をとることができる。

違反回数	処置の内容
１回	口頭による注意又は１カ月以内の利用禁止

２回	文書による勧告又は２カ月以内の利用禁止
３回	３カ月間の利用禁止
４回	利用者登録取消及び当該年度における再度の利用登録の禁止

（専決事項）

第12条　専決者は、下表に掲げるそれぞれの専決事項について専決するものとする。

副委員長専決事項	１　第７条第１項の利用計画の決定 ２　第７条第１項の承認団体への利用許可証の交付 ３　第８条第１項の利用の許可 ４　第８条第４項の開放施設等利用報告書の収受

附　則

１　この細則は、平成17年４月１日から施行する。

２　静岡県立富士東高等学校体育施設利用規則は、平成17年７月20日をもって廃止する。

３　平成17年度に限り、第３条の開放施設等利用者登録申請書及び利用者名簿、第７条の開放施設等利用申請書の提出は４月１日から４月１５日までとする。また、平成17年４月計画に限り、第６条の使用計画の公表は５月１６日までとする。

附　則

この改正は、平成17年５月23日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成19年12月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成30年10月１日から施行する。

２　平成30年度に限り、改正前の様式による申請を認める。

附　則

この改正は、令和３年２月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年11月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年11月１日から施行する。